

## ■ 新潟市事業仕分け外部評価会議（8/28（土）第1会場）

### ○法外援護費

（コーディネーター）

傍聴者の方々、おはようございます。これから第1班の事業仕分けを始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。改めまして仕分け委員の皆さま、よろしくお願いいたします。

では、1番目、「法外援護費」でございます。時間は10時25分までという予定で進めさせていただきます。では、ご説明の方からよろしくお願いいたします。

（説明者）

おはようございます。では、私の方から事業仕分け調書に基づきまして、事業番号1-1「法外援護費」について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、調書の1ページの事業概要でございます。生活保護世帯・中国残留邦人支援給付世帯に対しまして、事業の目的欄に記載のとおり夏期・年末の習慣・風習からくる時節柄の特別な消費需要を援助するための夏期見舞金・年末見舞金、歳末見舞金を、また、保護・支援給付世帯の子どもたちが、一般の世帯の子どもたちと同様に学生生活を送れるようにということで、その健全育成の観点から新入学時や修学旅行時にかかる節目ごとの特別な消費需要を援助するため小中学校入学祝金、中学校卒業祝金、高校進学祝金、修学旅行支度金の支給を生活保護給付とは別に、市単独給付を行っているところでございます。

それぞれの支給金額について、事業の内容欄に記載のとおりでございます。また、平成22年度の予算における対象世帯予算額については対象欄に記載のとおりで、事業総額は1億1,206万4,000円となっております。

次に、1ページの一番下の欄の事業の必要性についてでございます。ご存じのとおり生活保護世帯は、生活に困窮するすべての国民に対しまして、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自分の力で生活できるよう援助することを目的とした制度で、保護を受けるためには、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを活用することが要件であり、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律で定める扶助は、生活保護に優先されるものと規定されております。生活保護を受給することは、これらの活用がまったく期待できないということになり、したがって、被保護世帯は一般世帯と違い、時節柄の特別な消費需要に対し貯蓄の活用とか、親族等からの支援が期待できない状況から、被保護者の方にも一般世帯同様の暮らし向きができるよう、また、修学支援関係の支援につきましては、被保護世帯の子どもたちが、一般世帯の子どもたちとともに学校生活を送ることができるよう、児童の健全育成の観点から支援を行っているものでございます。

次に、2ページのコスト関係でございます。コスト欄は事業財源内訳ですが、すべて一般財源充当事業となっております。平成21年度は平成20年度に比へまして、決算ペー

すで 9.8%の伸び、平成 22 年度の予算は平成 21 年度の決算と比して 11.7%の伸びとなっております。これは、一昨年急激な景気後退による雇用・経済情勢の悪化に伴う生活保護申請の大幅な増加によるもので、当新潟市でも前年度を平均 10%を超える申請が続いており、過去に例のない増加となっております。人件費ベースでは、この事業に要するコストは 0.1 人と記載させていただいております。平成 22 年度の事業の内訳及び事業実績につきましては、2 ページの下の事業費内訳欄、事業実績の欄に記載のとおりであります。

次に、3 ページをご覧くださいと思います。一番上の目指す効果についてでございます。先に事業目的で述べさせていただいたとおり、見舞金は時節柄の特別な消費需要に対し支援を行うことで、被保護世帯の経済的・精神的な負担の軽減を目指したものです。また、修学関係の各種支援につきましては、被保護世帯の子どもたちが一般世帯の子どもたちとともに学校生活を送り、勉学に励み、できるだけ多くの子どもたちが高校進学を果たせるように支援し、偏見や差別、いじめなどの防止、貧困の連鎖を防ぐことを目的としている事業でございます。

次に、達成状況でございますが、見舞金につきましては約 6,000 世帯に支給し、大変喜ばれているほか、支援給付に関しまして平成 22 年度の被保護世帯の中学校卒業の進路調査におきまして、被保護世帯の進学率は 94.4%となり、他県・他都市の被保護世帯の進学率に比べまして高い進学率となっており、家庭の状況にかかわらず、勉学の意思のある子どもたちが安心して進学、勉学に打ち込める一助になっていると思います。

次に、事業の自己評価につきましてですが、当事業仕分けの選定理由、考えられる論点で掲げられているとおり、子ども手当の支給、高校授業料無償化、母子加算の復活、学習支援費の創設など国の施策が充実する中で、基礎年金のみで生活する高齢者の皆さんや最低賃金が生活保護費を下回る問題など、いわゆるボーダーライン層、一般低所得世帯との均衡を考えるうえで、生活保護世帯に対する市単独の上乗せ給付について、常に考える必要があるとは思っております。制度のあり方については、それぞれの制度ができた当時の生活保護水準を踏まえたうえで設立目的などを参考にしながら、それぞれの制度と生活保護の各扶助の関係を基準にして独自の給付をすることが、今日的必要について公正・公平の福祉の観点から検討を行っているところでございます。

この仕分けの論点にもなっておりますが、子ども手当の支給、高校授業料無償化の施策の充実については、広く国民全体の共有する制度でございまして、被保護世帯のみ恩恵を受けるものではなく、すべての国民の上乗せ給付になっていることから、国の施策に伴い法外援護を見直すことは、子育てを社会全体で応援する、家庭環境にかかわらずすべての意思のある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会を作るという趣旨に反するものと考えております。しかし、生活保護世帯を下回るボーダーライン層、一般低所得者の問題は、生活保護の補足率の議論とともに、雇用・年金・医療・労働政策や生活保護制度を含めた社会保障制度全体のセーフティネットの再構築にかかる問題として、その抜本的対策を直ちに具体的に検討に着手すべきということで、全国市長会、政令指定都市市長会など、

さまざまな場を通じて要望を重ねてまいっております。

次に、他の自治体の状況ですが、5ページの資料・別紙1に記載のとおりでございます。

次に、国・県の状況ですが、国の保護制度につきましては6ページの資料・別紙2、新潟県の法外援護状況については記載のとおりとなっております。

最後に、3ページの特記事項・事業の沿革につきましては、先ほど説明しました制度のあり方について、今日的必要性について検討を行ってきておりますが、制度の見直しの最近の経過を記載しております。説明は以上になります。

(コーディネーター)

ありがとうございます。なかなか個々に説明するというのは、難しいですね。

では、仕分け人の方からご質問いただきたいと思えます。まず、そもそもこの事業は必要なのかとか、趣旨・目的の妥当性、達成手段としての適切性、そういったところについてご質問・ご意見等あれば、ちょうだいできればと思います。いかがでしょうか。

(外部評価委員)

夏期と年末の見舞金と、それから年末慰問品、昭和30年代の事情と現代の事情とかなり変わってきているかと思うのですけれども、その辺は目的ということに関連してどんなふうにお考えでしょうか。

(説明者)

昭和30年頃から始まった制度ということでございますが、基本的には特別な消費需要については、30年前も今も変わらないと思っておりますが、年末見舞金につきましては、昭和35年から生活保護制度の中で期末一時扶助ということで、居宅世帯1人につき12,900円の支給が始まっておりますので、そういった意味では、この辺の問題はあるかと思っております。

(外部評価委員)

それに関連してくるかとは思いますが、もともと弱者救済という意味での福祉対策上は、どうしても生活保護家庭という存在は出てくると思うのです。これは国で行われるナショナルミニマムといいたししょうか、最低限の生活を保障するという制度だと思っております。国がしっかりそれをやっておられると。

一応皆さんから出していただいたデータによりますと、新潟市のモデルになるのでしょうかけれども、標準3人世帯、33歳、29歳、4歳と書いてあります。つまり、33歳というのはお父さん、29歳はお母さん、子どもさんが4歳という生活保護家庭ということだと思っておりますけれども、この場合、生活扶助ということで住宅扶助46,200円を含んで、トータルで21万5,180円という支給がモデルケースとして出ているとお聞きしました。もし、これが本当であれば、冒頭にご説明がありましたように、年金受給者と比較してどうなのか、それから、今、フリーターとかいろいろありますけれども、最低賃金程度で働いている方の給与水準はどうなのかと、それに比較してどうなのかといったときに、非常に格差が生じているような気がいたします。実際に新潟市で法外援護費を支給している世帯が6,045

世帯と記載がございます。新潟市の全世帯数が 30 万世帯ありますから、約 2%相当にあたります。

しかし、国の統計によりますと、皆さんの説明にもありましたけれども、最低生活費未満の世帯が 597 万世帯で、12.4%を占めているということなのです。これがもし本当だとすれば、この人たちに対する生活保護費は、ほとんど支給されていないだろうと推定されます。つまり、2%程度の生活保護世帯数があるとすれば、それが全国平均かどうか分かりませんが、約それぐらい。残り 10%は最低生活費に満たない世帯というふうに、つまり 1 割強の方がほとんど自主・自立でやっておられるという、統計的な話ですけれども、こういう状況下にある中で、新潟市があえて法外援護費を出す必要があるのかという観点で、話を進めていくべきなのかなという気がいたします。

先ほど他の委員の方から夏期手当・冬期手当ということで、これは昭和 30 年代に出たときの話だというふうにお伺いしておりますけれども、今、平成に入って、どのようにそれが推移していったらいいのだろうか。まして今度、民主党の政策で子ども手当等が一律支給されるということになってきた場合に、その辺の再構築もしなければいけないだろうなど、つまり法外援護費すべてを否定するというわけではございませんけれども、ある意味、一つ一つの事業をしっかりと見直していく必要な時期に来ているのだろうと私は考えます。

(コーディネーター)

ご質問というより、今はご意見ですか。

(外部評価委員)

ご意見になってしまいましたか。質問をしていたので、それに対する回答をいただいたものですから、それに対するお話でよろしゅうございます。

(コーディネーター)

今、考え方とか、時代の変遷や、それに加えて、今、同じ生活をしている中での他との均衡・公平性というようなところのご質問・ご意見でしたけれども、それを受けて。

(外部評価委員)

今の質問内容を整理したいと思うのですが、法外援護費の部分が公益に合うかどうかという最初の部分だと思うのです。これについて要するに最低限、ナショナルミニマムを確保するために何らかの扶助をするということは、明らかに公益には合致する問題だと思うのです。ですから、この話は基本的に今までの国の様々な制度から考えれば、公益であることは間違いない。問題は出し方だと思うのです。そうすると、議論すべき論点としては、最初の公益性があるかどうかという、市がやるべきかどうかについては、これは私の考えですが、これはパスしていると、やり方の問題である。ですから、最後の段階でどうするかというところの話になるのではないかと私は思いました。

(コーディネーター)

先ほどそもそもの必要性についてということで、趣旨・目的のやりとりをしましょうと

お話をしました。今、委員の方から、それは妥当でやり方だと、まずはじめの必要性のところについて、もしご意見・ご質問があれば。

(外部評価委員)

夏期、それから年末の一時金につきまして、ほかの政令市ではほとんどこういった制度はないと思うのですが、新潟市さんではこういった制度を設ける特殊な事情はおありなのでしょうか。それから、この近隣の市・町で同様な制度を設けておられるかどうか、そこを教えてください。

(説明者)

今の委員の質問からお答えさせていただきます。政令市につきましては、別紙のとおり、新潟市以外は平成 12 年から 16 年頃にかけて廃止しております。そういったことも踏まえますと、先ほど夏期見舞金、昭和 30 年頃からということで、各市町村とも 30 年頃には当時の生活保護水準の問題もありまして、こういう事業が始まったということですが、現在はほとんど行われていません。

それで、新潟がなぜ行っているかというご質問でございますが、新潟は政令都市と違いましたUターン都市というか、帰省先都市というようなことで、特別大都市と比べまして夏期の特別な時節柄の需要というのは、お盆に帰省される、お墓参りするとかいうことで、そういった経費については、生活保護法の中ではみていない部分がございますので、これは他都市がしていないからやめるといふことの議論ではなくて、必要だから行っているということでございます。

それと、最初の委員のお答えで回答させていただいているわけですが、例えば生活保護を受給される方たちは、確かにボーダーライン層の問題というのは非常に多く、今、補足率という言葉を若干使わせていただきましたが、そういった方たちも含めた最後のセーフティネットとしての生活保護が機能するということが、今、なかなかできていないと。ただ、低所得・ボーダーライン層の方たちの収入だけの論点で見ますと、確かに生活保護の受給金額よりも低いということも出てきているかと思いますが、生活保護を受けるというのは、冒頭にもお話しさせていただきましたが、持てる資産、そういった能力の活用、すべて使い切ったうえでの保護支給でございますので、そういった意味では表面に表れない、確かに収入だけでは生活保護基準以下という方もいらっしゃると思いますが、その辺も考えると、補足率という問題で、確かに収入だけで見れば補足率が低いということになりますが、その辺も加味すると、今、補足率の正確な数字というのは政府も出しておりませんので何とも言えないところですが、そういったことをご理解をいただければと思っております。

(コーディネーター)

趣旨・目的、そもそものところで、今まで出ていなかった論点について何かございましたら。

(外部評価委員)

修学支援関係の各扶助の支給ということで、将来の自立を果たし、貧困の連鎖を断ち切

ることにつながるということがあって、これは非常にすばらしいことだと思うのです。

それで、一つお尋ねしたいのですけれども、昭和 30 年以前からこの制度があるようですので、これが分かるデータなどがありましたら、公開していただけないかなということが一つ目です。

二つ目としては、夏期見舞金 8,000 円と年末見舞金 8,000 円ですが、被保護世帯の精神的負担と経済的負担の軽減を図ることにつながっているとあります。被保護世帯の精神的負担、経済的負担の軽減を図っているといえる何かデータ、この二つについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

(コーディネーター)

データはいかがですか、今、手持ちにございますか。ありますか、ないですか。この 5 分、10 分にぎっくりとしたデータを取り寄せることはできますか。

(外部評価委員)

今、精神的負担を軽減するデータというのは、まず取れないと思うのです。定性的なデータで、おそらく今、日本のレベルで、社会調査で最大限やったとしても、非常に困難で、仮にとったとしても、それが整合的かどうか分からないと思います。

ですので、私はこれに関しては、法外援護費の本来の目的というのは、最低限のミニマム給付プラス、例えば正月とか、あるいは子どもが卒業したときに、市の方からお祝金 came と、ある種の喜びとか、そういったぎりぎりの生活で暮らしている方々に何か一つの潤いを与えるという意味合いがあったと思うのです。ですから、その部分が本来大きな趣旨であって、そここのところを考えていかないと、もちろんこれより最低の金額の生活というのもあると思います。私も恥ずかしいですが、そういった生活を送ったこともあります。ですから、その大変さというのは分かるのです。ですけれども、この法外援護費という部分というのは、そういう精神的な温かみを市の方からそういう生活者にあげるという部分がありますから、そここのところをもう少し強調された方がいいと思います。

(コーディネーター)

ありがとうございます。では、そもそものところは、これで終わりにしまして、サービスのやり方等についてのご質問をいただければと思います。

(外部評価委員)

やり方ということで、正直言うと、今の話の流れの継続に近いようなことになると思うのですけれども、法外援護費の対象をどう出すのかという話がさきほどの委員からもご指摘がありましたけれども、子ども手当法ですとか、高校無償化法との関連との整理というようなお話も出てきていますけれども、私が考えていることとしましては、子ども手当法は平成 22 年度の単年度の法律で、今後どうなるか分からないと、高校無償化法につきましては、授業料の軽減を図るという目的ということからすると、高校無償化法が法律したから入学祝金をなくすというのは趣旨が違っていると感しているところです。

ただ一方、これまでずっとこの場でも出ているような夏期見舞金・年末見舞金・年末慰

問品というものの趣旨はいただいたところですが、これを具体的にどのように使われるというふうに想定されているのかというのが、今ひとつよく分からないと。この8,000円という額で何をさせていただこうとしているのか、さらに言えば、年末見舞金と年末慰問品というのを別々に分けている理由というのもよく分からないと思いますので、そこについて教えていただければと思います。

(説明者)

夏期・年末見舞金の具体的なイメージということでございますけれども、夏期見舞金は先ほど申しましたけれども、お盆の時期の特別な消費需要ということで、例えばお墓参りをする、花を手向ける、家族が帰ってきて家族の集いというか、そういったものがあるだろうということで、これはお花代とか、いろいろなものに使われているものであると認識しております。

年末見舞金につきましても、先ほど申しましたけれども、帰省ラッシュというものに象徴されるような、保護世帯であったとしても実家とか、いろいろな形での社会的通念上の付き合いがございますので、そういったものの一助にいただいているものと思っております。

年末慰問品につきましては、19年政令市合併当時の県の制度がございまして、年末慰問品の支給が県の事業として続いております。それを政令市として引き継いだ事業ということで少し異質にはなっておりますが、そういった形での県内一律の事業展開ということで、支給させていただいているところでございます。

委員がおっしゃったとおり、冒頭に申しましたが、児童手当・高校無償化に伴う私どもの法外援護の中身というのはそもそも趣旨が違うということで、それをもってこれを廃止することは議論にはなりましたが、そういう制度の趣旨からして、削除すべき事業ではないと認識したところでございます。

(外部評価委員)

先ほどの他の委員に引き続き関連した質問なのですが、各見舞金・祝金を支給したあとで、それが適切に目的どおりに使われているという事実というか、把握はされていますか、もしされていないのであれば、いないで結構なのですが、例えば修学旅行のために使ってもらいたいと思っているのだけでも、実は生活費の足しにというか、そっちの方に使われていたりですとか、そういったことは市の方では何か把握されてきたのでしょうか。

(説明者)

直接それが目的に使われたかどうかというよりも、ケースワーカーが普段の家庭訪問において、修学旅行については3,000円ないし5,000円いただいて、非常に助かったという世帯からの言葉はいただいております。また、年末の見舞金や夏期見舞金においても同様に、時節柄、地方特有の消費需要、いわゆる盆暮れがあるものですから、そういったことで非常に感謝の言葉をいただいているというのが実態です。

(コーディネーター)

そのほか、いかがでしょうか。

(外部評価委員)

先ほど国に制度改正の要望をされているとおっしゃいましたけれども、どういうふうに改正したいと思っていられるのか、それが今、実際に法外援護というのを支給していられるんですけども、そこと整合が取れているのでしょうか。例えば目指すべき要望の方向と、今の法外援護の実態というのが合っているのかどうか。要は法内援護であれば、国から4分の3お金が出ます。ですから、市の負担は4分の1になると思うのですが、法外援護になりますと、全額市のご負担です。そこら辺をどう考えているのか教えてください。

(説明者)

私どもが国に対して要望しているのは、先ほど委員がおっしゃったように、この生活保護法は昭和25年にできまして60年たっている中で、ほとんど抜本的な改正がなされていないといった中で、もちろん今、最後のセーフティネットと言われる私どもの生活保護制度が、基本的には最初のセーフティネットみたいな形になっていると、そういった中では、本当に年金制度、雇用、経済状況、そういったものの社会保障全般に対してきちっと見直しをしない限り、例えばこんな席で申していいのかわかりませんが、基礎年金のみで生活している方については、生活保護基準よりも低い基準で生活を余儀なくされているといった状況を打破しないと、最後のセーフティネットの生活保護として、先ほど来、低所得者との比較という部分でよく言われますが、その辺を解決しなければいけないと思っております。

具体的に言えば、稼働年齢世代の方たちに保護移行防止制度とか有期保護制度、また、高齢者の方については、ほとんど医療扶助というものが大きなウエイトを占めていたりしますので、そういった意味では、そういったものの抜本的な改正をお願いしています。

昨今ですと、保護世帯の急増の中で国庫負担が4分の3ということですが、全額ナショナルミニマムとして国が負担すべきだというようなこと、それがすぐできない場合には、現在の各地方が負担をしている雑多なものがございまして、そういったものをきちんと国の方で負担してほしいというような要望を重ねておまして、そういったものが充実したら法外援護が減るかという、それは地方で生活保護受給者の生活実態を考えながら、必要なものは市単でも負担するというようなことだと思っております。

(外部評価委員)

あと一つ、重要な論点が今回の問題にあると思うのですが、税収が下がっている中でどのように今後対応していくかと、非常にすばらしい制度だと思うのですが、問題はその点と、あと、生活保護世帯が増えているという点です。そうすると、今の制度をそのまま維持していくと、どんどん法外援護の費用が増えていくという中で市の税収が減っていて、基金も取り崩しを始めていると。その中でどうしていったらいいかという部分があるかと

思うのですが、そのあたりを見通して、もう一度、ご説明いただければと思います。

(説明者)

委員のおっしゃるとおりで、私どもの中でも緊急の問題としては、生活保護世帯が新潟あたりで非常な勢いで増えているという中で、こういう市単の事業の持ち出しも当然多くなると、それに占める新潟市の財政負担も大きくなるということで、一つは先ほどの国への要望の中で、生活保護に陥らないような法施策をきちっとしてほしいと、今、第2セーフティネットというものが機能し始めておりますが、そういったものの充実で何とか歯止めをかけたいということでございます。

今までの給付の中でも、今後私どもすべて今までどおりでいいとは思っておりませんが、そういった中で生活保護制度の変更とか、いろいろなところの冒頭に申し上げたバランスを考えながら、見直すところは見直していくというふうには考えております。

(外部評価委員)

今のバランスを考えるという点なのですが、バランスを考えた結果、いただいた資料の3ページの、例えば平成18年から夏期・年末見舞品・商品券の支給を3分の1段階的に縮小し、平成20年に廃止とか、ある程度教育関係以外のものについては縮小している傾向があると思うのですが、これは例えば生活保護世帯の方々と低所得者層と言われる方々の年収格差でどのくらいあるから、要はこういうふうな縮小に入ってしまったのかというようなことが分かれば、教えていただきたいと思います。

(説明者)

年収格差ということでは、例えばボーダーライン層というのは、補足率が20%程度という学者の先生方の数字が出ておりますが、そういった意味では、生活保護基準以下の生活をしている人たちの補足率が20%ということは、80%はまだその基準以下の収入で生活をしている方たちがいらっしゃるということです。それから考えれば、見直しというのは数字的に言えばどのくらい差があるかと言うと、幅が広いので出ておりません。ただ、おっしゃるとおり、私ども今残っている法外援護が記載のとおりで、18年からは夏期・年末見舞金については段階的に廃止して、この3年間で約1億円くらいの削減を図っておりますので、そういった意味では、私ども今現在、ここのレベルが最低限度というか、支給されれば、何とか頑張って支給できる範囲の中の限度ということで、これから委員のおっしゃるとおり、これからの財政状況も踏まえ、受給者の皆さんとかいろいろところで相談をしながら、この辺は見直すということも、そういう時期が来れば、お願いするというような形にはなるかと思っております。

(コーディネーター)

ありがとうございます。残り、私の時計で5分くらいとなりました。評価シートの方を書きつつ、あとはやり取り一つ、二つという感じで進めさせていただければと思います。

(外部評価委員)

他の政令指定都市との比較が裏面についていますけれども、仮に今、新潟市の方で、こ

これを例えばこういうふうに変えていきたいというようなシミュレーションとか、実際に何かされていらっしゃることはあるのでしょうか。ここは他の市のところをモデルにして、財政的にこんなふうにしたいと計算したことがあるのですとか、そういった事実はありませんか。

(説明者)

なかなか答えづらい質問でございますが、ご覧のとおり各政令市とも子どもたちの支援という部分では、まだまだ一生懸命やっているところもございますし、この辺は基本的には見直しを18年にしたところがございますので、今のところ考えておりません。

夏期見舞金・年末見舞金につきましても、都市化が進んだりして状況が変化すればということと、本体の生活保護制度の中で私ども年末一時扶助というのが、国の保護費の本体の中でみていただいておりますので、国の方でよく議論しているのは、夏期見舞金は何でないのだと、あれば、当然法外援護の見直しの対象になるということで、その辺はいろいろな政令市の中でも国に対して要望するということもございまして、その辺の動向を見据えながら検討してまいりたいと思っております。

(外部評価委員)

最後の質問になりますけれども、在日外国人に対して121世帯238人が保護世帯ということで支給していると回答がございましたが、国籍は分かれますか。

(説明者)

主に中国の方が、世帯数で言うと69世帯、あと、韓国、朝鮮、フィリピンの方たちが多いです。

(外部評価委員)

その中国の方というのは、残留孤児ではないですよ、別ですよ。

(説明者)

それは別に、支援給付ということで、30世帯の方たちが新潟におられて、支援をさせていただきます。

(外部評価委員)

最後に、これは国の移管を受けていると思うのですが、チェック体制はどんなになっているのですか。最近、やたら出ているのですが、不正受給にかかる貧困ビジネスというのでしょうか、そんなのが新聞等を賑わしているのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

(説明者)

貧困ビジネスにつきましては、断固たる姿勢で私ども臨んでおりまして、幸い新潟市には今のところ貧困ビジネスということで、団体及びそういう事業は今のところ存在しないと認識しております。あと、不正受給とかにつきましては、今これだけの生活保護世帯が増加している中で、新潟市議会でもいろいろな方面の皆さんからケースワーカー、現業員が足りないのではないかということで、各都市ともそれが大きな問題となっております。

そういった中では、国に対する補助をきちっとしてほしいという要望もしつつ、充実を図っているところですが、先ほどうちの担当がお話ししたように、日々の訪問の中とか、いろいろな中でその辺の不正受給というか、所得があったら申告するとか、そういったものを指導してまいっているところでございます。

(コーディネーター)

ありがとうございます。

(外部評価委員)

最後に1点だけ確認させてください。市の方からお示しいただいた支給モデルケースに、対象となる見舞金ですとか祝金、そういったものを足すと、結果として一般低所得者層と言われる方の中の収入を超えるケースがあるという理解でよろしいですか、先ほどの説明ではそう受け取ったのですけれども。

(説明者)

その一般低所得世帯とか、ボーダーラインの方たちが外部、例えば親戚とかいろいろな方たちの援助が全く得られないとしたら、生活保護世帯の支給は多いということになるかと思えます。ただ、生活保護申請をしていないという現実は何らかの資産、活用し得るものがあるということですので、まったくない方たちに対して私どもは支給しているというご理解をいただければ、ありがたいと思えます。

(コーディネーター)

ありがとうございます。ご質問・ご意見等まだあるかと思いますが、ここで切らせていただきます。評価シートの方、ご記入いただけましたでしょうか。これから手を挙げていただくこととなります。事業によって該当しないものもありますが、不要から私の方から言いますので、手を挙げていただければと。一番多数を取った中からお一人、簡単に30秒以内で、その結果を選んだ理由・思いというものをお話しいただければと思います。よろしいでしょうか。

では、1番目の「不要」は1。

2「民営化」は0。

3「国・県・広域」は1。

4「市が実施（ただし、民間活力等拡大）」は0。

5「市が実施（やり方等、要改善）」は5。

「現行どおりの市の実施」は0ということで、ここでの多数決は「引き続き新潟市が実施（ただし、やり方は改善）」ということです。では、代表いたしましてご意見を簡単にいただけますか。

(外部評価委員)

市の方の説明にありましたように、単なる低所得ということだけではなくて、生活保護にはもう少し幅広い意味があると、その中で法外援護費の意味というのは、新潟市独自の部分があり、また、ある種、これは私の発言の中にもありましたけれども、心の部分があ

ると、年末・年始あるいは進学の機会に何らか市の方からお祝いがくる、その喜びを子どもたちにあげたいという部分があると、そういうことがあると思いますが、ただ一方で市の財政の問題があります。そして、生活保護が増えていく可能性がある。そうすると、何らかのシーリングが必要であろうと。そうすると、出し方にしても工夫が必要であろうし、総額の上限を例えば決めて、その中で頭割りにしていくとか、何らかの形での工夫が今後必要になってくるのではないか。例えば品物を提供するような場合、入札価格の調整とか、こういったデフレの時代ですので価格自体が下がっているということもありますから、その中で上手に調整して、いい部分を残していければと思っています。

(コーディネーター)

ありがとうございます。多数決の結果もさることながら、短時間ですけれども、いろいろ出ましたご意見・ご質問を市の方でご検討いただいて、次の施策に反映していただければと思います。ありがとうございました。では、1番目、法外援護費は以上で終わりにいたします。